

第 IX 部 特許権の存続期間の延長

目 次

9001	延長登録出願と処分の数との関係についての取扱い	- 1 -
9002	特許権の存続期間の延長登録の出願において、政令で定める処分を受けるのに必要であった試験が 1 の処分について複数ある場合の延長期間について	- 2 -

9001 延長登録出願と処分の数との関係についての取扱い

一の延長登録出願は一の処分ごとに行われなければならないこととする。

(説明)

第 67 条の 3 は、「特許発明の実施に……処分を受けることが必要であったとは認められないとき」(第 1 項第 1 号)、延長登録出願を拒絶すべき旨規定している。すなわち「処分」を受けることの要否により「延長登録出願」を拒絶すべきか否かを判断すべき旨定めている。

特許権の存続期間の延長登録をするための要因は処分ごとに発生し、その特許権に係る特許発明の実施をすることができなかつた期間及び存続期間延長後の特許権の効力は個々の処分に基づいて判断されるものであるから、一の延長登録出願は一の処分ごとに行うべき性格のものである。また、同一特許権に係る複数処分をある時期にまとめて受けた出願人のみに当該複数処分に基づいて一の延長登録出願をすることを許容し、一の延長登録出願によって複数処分に基づく延長登録の利益を享受できるように取り扱うことは、他の出願人とのバランスを著しく欠くものである。

このようなことから、延長登録出願と処分の数との関係については、上記のように取り扱うこととする。

9002 特許権の存続期間の延長登録の出願において、
政令で定める処分を受けるのに必要であった試験が
1 の処分について複数ある場合の延長期間について

[審査基準「第 IX 部 特許権の存続期間の延長」の 3.1.3](#)に記載の「処分を受けるために必要な試験を開始した日」は、その試験を行う期間を「特許発明の実施をすることができなかつた期間」に含めることができる試験([審査基準「第 IX 部 特許権の存続期間の延長」の 3.1.3\(1\)](#)参照)が、1 の処分について複数あることを出願人が示した場合には、当該複数の試験のうち、出願書類からみて、最先に行われたと認められる試験を開始した日であるものとする。

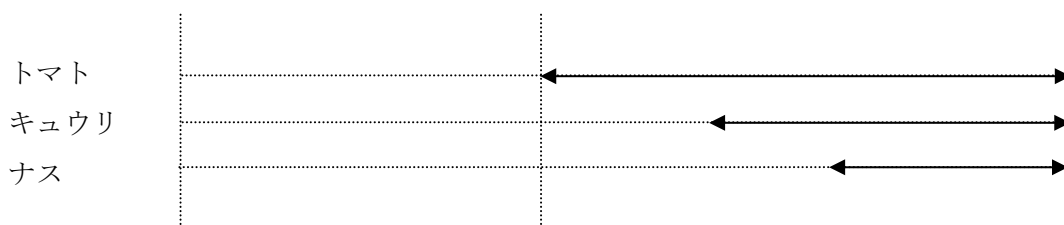
(説明)

- (1) 農薬の委託圃場試験は、作物及び適用病害虫等ごとにそれぞれ異なる日に開始されることが多く、そして、それらの試験結果をまとめて農薬の登録申請をし、まとめて登録されることがある。

参 考 例

特許発明 「有効成分 A を含有する殺虫剤」

特許権の
設定登録



(注)実線は有効成分 A の下位概念である a1 について、アブラムシに対する試験を開始した日から、登録が申請者に到達した日、すなわち申請者が現実にこれを了知し又は了知得た状態におかれた日までの期間

- (2) 上記参考例では、トマトについて農薬の試験を開始した日から、登録が申請者に到達した日、すなわち申請者が現実にこれを了知し又は了知得た状態におかれた日の前日までの期間が「特許発明の実施をすることができなかつた期間」とされ、この期間を超えない「延長を求める期間」(5 年以下であることが必要)が特許権の存続期間の延長の期間とされる。